

概要版

椎葉村こども計画

令和7年度 ▶ 令和11年度

令和7年3月
宮崎県椎葉村



計画の策定に当たって



(1) 計画策定の背景と趣旨

本村は平成27年3月に「椎葉村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年からは第2期椎葉村子ども・子育て支援事業計画により、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施し、本村に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」の実現を目指して、これまで各種施策の推進を図ってきました。

このたび新たに、質の高い幼児教育・保育事業を提供するとともに、すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、本村の実情に即したこども施策を推進することにより、子どもや若者の権利を保障し、健やかな育ちを社会全体で支え合う環境をつくることを目的として「**椎葉村こども計画**」を策定しました。



(2) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

策定に当たっては、本村の上位計画である「第6次椎葉村長期総合計画」をはじめとする各種関連計画との整合性を図りました。

(3) 計画の対象

本計画の目的や性格を勘案し、「こども、並びに妊娠期を含めた子育て当事者」を対象とした施策が中心となりますが、国の「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』のと明記されていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めません。



(4) 計画期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
第2期子ども・子育て支援事業計画					第1期椎葉村こども計画					第2期椎葉村こども計画				
第5次椎葉村 長期総合計画		第6次椎葉村長期総合計画（基本構想）												
後期計画		前期（行政計画・地区計画）					後期計画							



こどもと若者を取り巻く状況

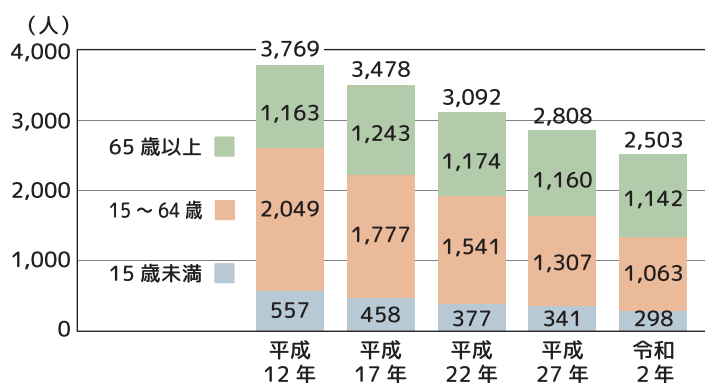


(1) 少子化の動向

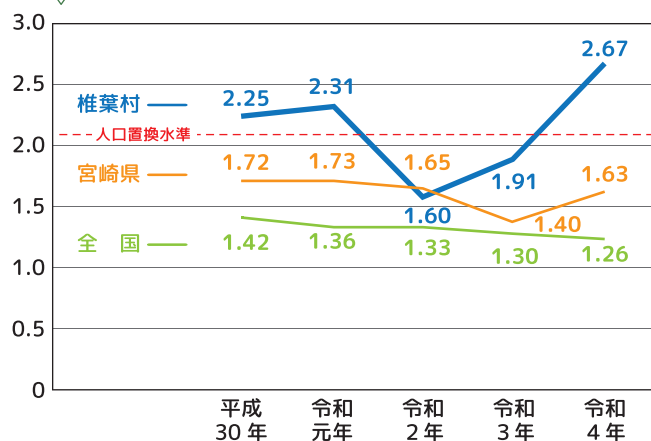
椎葉村では、一人の女性の15歳から49歳までの平均出産数を示す合計特殊出生率を見ると、全国や宮崎県より高い水準にあり、長期的に人口が増えも減りもしないと考えられる人口置換水準を上回っていますが、人口の減少と少子高齢化が続いています。



人口の推移（年齢3区分）



合計特殊出生率の推移

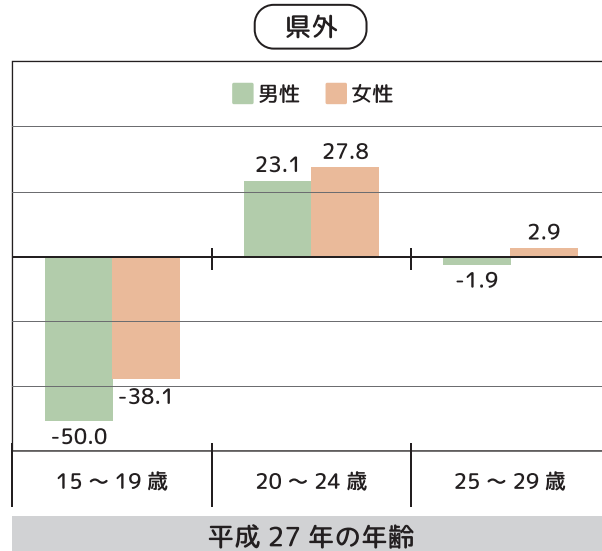
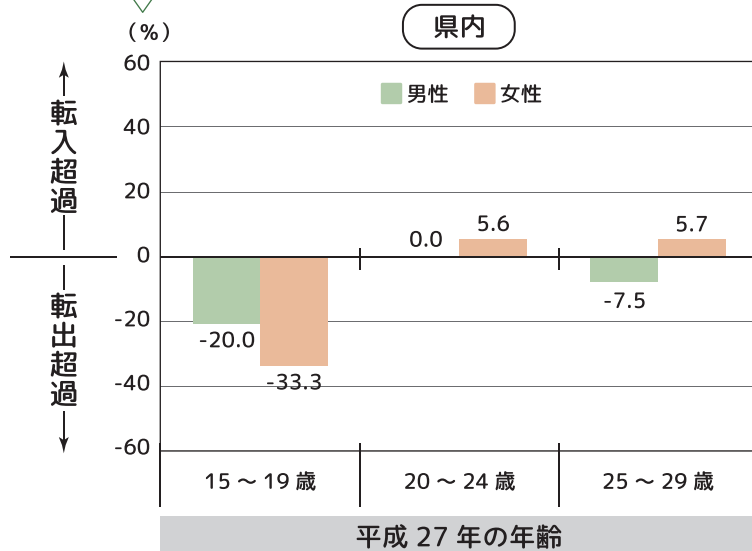


(2) 若者の状況

若者の人口移動をみると、県内移動では15～19歳の男女及び25～29歳の男性で大幅な転出超過となった反面、20～24歳の女性及び25～29歳の女性で転入超過となっています。

県外移動では15～19歳の男女で大幅な転出超過となった反面、20～24歳の男女で大幅な転入超過となっています。

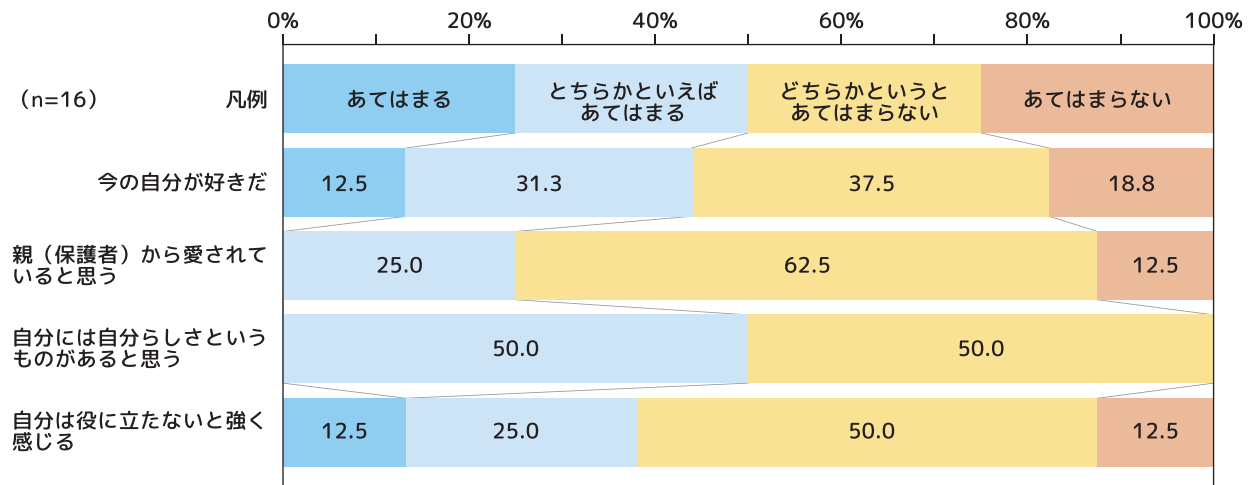
男女・年齢階層別転出入超過率（平成27年→令和2年）



(3) アンケート調査からみえるこども・若者の思い

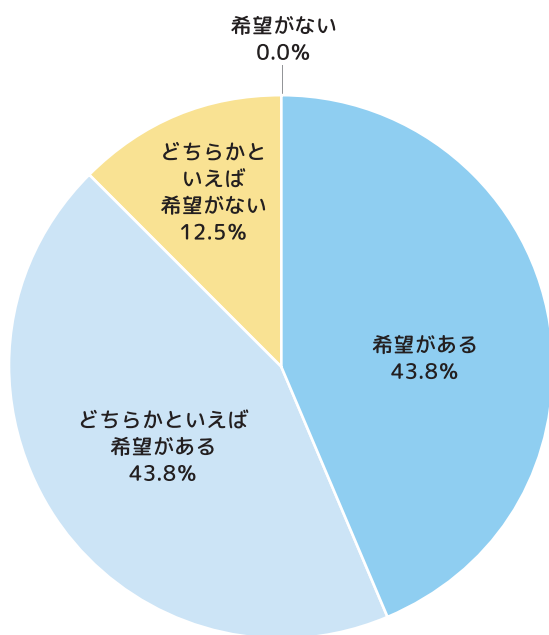
① 今の思いや気持ちについて（中学生）

主にポジティブな回答が半数以下となっているものの、「自分は役に立たないと強く感じる」割合は、比較的低くなっています。



② 将来のことや働くことについて（中学生）

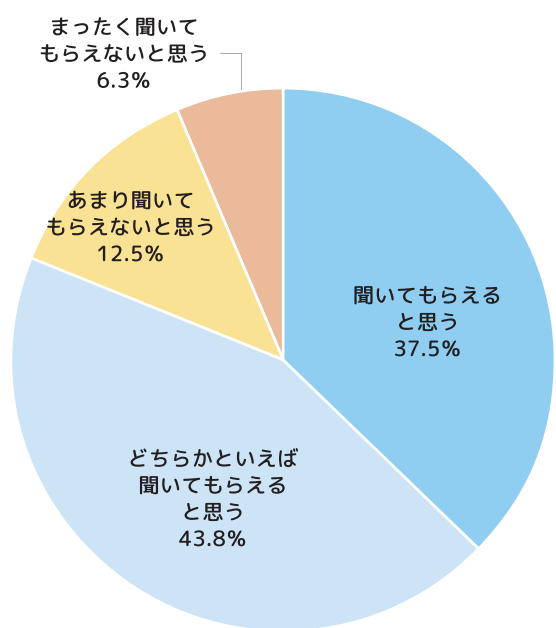
自分の将来の明るい希望については、「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」を合わせた割合が約9割を占めています。



(n=16)

③ こどもの権利と社会参画について（中学生）

椎葉村の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うかの問いに対しては、「聞いてもらえていると思う」と「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」を合わせた割合が約8割を占めています。



(n=16)



基本理念

— かえりたい『人』とここにいる —

子どもを生み育てる環境の充実と
「こどもまんなか社会」の実現

基本的な視点

- (1) こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重する
- (3) ライフステージに応じて切れ目なく支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が
幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図る



基本目標 (1)
こども・若者の育ちを支える
(ライフステージ別の施策)

こどもの誕生前から誕生後の成長段階には、それぞれ特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

本村では、成長段階を大きく「こどもの誕生前から幼児期まで」「学童期・思春期」「青年期」の3つのライフステージに分け、それぞれのライフステージ別の施策に取り組みます。

具体的な取組

- こどもの誕生前から幼児期まで
- 学童期・思春期
- 青年期

基本目標 (2)
こども・若者の人生を支える
(ライフステージを通した施策)

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようにまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

本村では、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援するため、すべてのライフステージに共通する施策に取り組みます。

具体的な取組

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

基本目標 (3)
こども・若者の暮らしを支える
(子育て当事者等への施策)

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。本村では、子育て当事者を支援する施策に取り組みます。

具体的な取組

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援



4

教育・保育の提供体制



(1) 子どものための教育・保育給付認定の区分

保護者が幼稚園や認定こども園、保育所を利用する（給付を受ける）には、そのこどもの「保育の必要性」について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

認定区分	対象年齢	保育の必要性
1号認定	3歳以上	保育の必要性なし
2号認定	3歳以上	保育の必要性あり（教育ニーズあり）
		保育の必要性あり（教育ニーズなし）
3号認定	3歳未満	保育の必要性あり



(2) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

本計画の計画期間における量の見込み（どれだけの利用が見込まれるか）に対する確保方策（利用定員）は、各区分でおおむね満たされる見込みです。

● 1号認定＋ 2号認定 （教育ニーズ）

3～5歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…A	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策（利用定員）…B	8人	8人	8人	8人	8人
過不足（B－A）	6人	6人	6人	6人	6人

● 2号認定 （保育ニーズ）

3～5歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…A	37人	34人	32人	30人	27人
確保方策（利用定員）…B	76人	76人	76人	76人	76人
過不足（B－A）	39人	42人	44人	46人	49人

● 3号認定

0歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…A	4人	4人	3人	3人	3人
確保方策（利用定員）…B	12人	12人	12人	12人	12人
過不足（B－A）	8人	8人	9人	9人	9人

1歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…A	8人	7人	6人	6人	5人
確保方策（利用定員）…B	14人	14人	14人	14人	14人
過不足（B－A）	6人	7人	8人	8人	9人

2歳児	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み…A	6人	5人	5人	4人	4人
確保方策（利用定員）…B	15人	15人	15人	15人	15人
過不足（B－A）	9人	10人	10人	11人	11人



地域子ども・子育て支援事業の提供体制



本村の子ども・子育て支援事業は、各事業の実施条件に満たないことや住民の子育て家庭を地域全体で支える意識が高いことなどから多くの事業が未実施となっていました。

今後子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、本村のこれまでの地域全体の子育て能力を最大限に活かしつつ、事業によっては、事業内容が一部類似するものにより、事業ニーズの大部分を満たすことが予想される事業もあることから、事業の総合的な取組を推進します。

① 利用者支援事業

確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基本型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

② 地域子育て支援拠点事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	400人	400人	400人	400人	400人
施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

③ 妊婦健康診査事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	150人	150人	150人	150人	150人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	9人	9人	8人	8人	6人

⑤ 養育支援訪問事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
対応窓口	1	1	1	1	1

⑥ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	※村単独による事業実施は困難であり、広域事業の検討を行います。				

⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	100人	100人	100人	100人	100人
対応箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

⑧ 一時預かり事業

幼稚園型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	20人	20人	20人	20人	20人
施設数	4施設	4施設	4施設	4施設	4施設
一般型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	4人	4人	4人	4人	4人
施設数	4施設	4施設	4施設	4施設	4施設

⑨ 延長保育事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	10人	10人	10人	10人	10人
対応箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

⑩ 病児保育事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	※病児保育事業の要件等により、現時点での本村での実施は困難であることから、医療機関等と連携し、安心できる保育体制に努めます。				

⑪ 放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	※実施予定はありませんが、「放課後こども教室」によりニーズをカバーし、必要に応じて検討を行います。				

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	※本村の保護者の負担状況に応じて検討します。				

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	※実施予定はありませんが、必要に応じて検討を行います。				

⑭ 子育て世帯訪問支援事業
新規

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	3人	3人	3人	3人	3人

⑮ 児童育成支援拠点事業
新規

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	※適切に教育委員会・学校等とも連携しながら、こども家庭センターにおいて状況把握し、必要な支援につなげます。				

⑯ 親子関係形成支援事業
新規

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	1人	1人	1人	1人	1人

⑰ 妊婦等包括相談支援事業
新規

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	24回	24回	24回	24回	24回

⑱ 乳児等通園支援事業 新規
(こども誰でも通園制度)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	※村内の保育事業所で実施している一時預かり事業及び園開放の充実などにより、必要な支援を受けられるよう努めます。				

⑲ 産後ケア事業
新規

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	1人	2人	2人	3人	3人



推進体制



(1) 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、教育・保健・医療・商工業など、多岐にわたります。

このため、施設関係者・民生委員・主任児童委員・関係機関などと連携を図りながら、協働による子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

(2) 計画の進行管理

計画内容の審議にあたった「椎葉村子ども・子育て会議」を定期的開催し、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取組の見直しを行っていきます。